

## 佐倉市ホームページ広告表現ガイドライン

### (趣旨)

第1条 このガイドラインは、佐倉市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する民間事業者等のバナーの表現について、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、佐倉市広告掲載要綱（平成19年11月12日決裁19佐政第262号。以下「要綱」という。）に規定する事項のほか、必要な事項を定めるものとする。

### (禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

### (市ホームページとの区別)

第3条 次に掲げる表現は、ユーザーが市ホームページのコンテンツの一部であるかのよ  
うに混同するおそれがあるため禁止とする。

- (1) 市ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 「子育てのための施設ガイド」「教育相談」など市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ユーザーが佐倉市の事業であると錯覚しやすいもの

### (色調)

第4条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）を十分にとるとともに、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどにより、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

### (解像度)

第5条 文字やイラスト等の解像度について適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則（平成23年1月31日決裁22佐企第334号）

このガイドラインは平成23年2月1日から施行する。